

「第四次医療法改正」……って何？


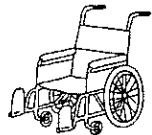


少子高齢化に伴う疾病構造の変化により、長期にわたり療養を必要とする患者さんが増加しています。しかし現状では、様々な病態の患者が混在しているため、患者の病態にふさわしい医療を提供するために病床の種別に応じて新たな基準が設定されました。病床の種別って何でしょう？

今回は、医療法上の改正で病院（病床）がどのように区分されたのか、紹介します。

改正前) その他の病床 (療養型病床群) 精神病床 感染症病床 結核病床



改正後) 一般病床 療養病床 精神病床 感染症病床 結核病床

	概要	人員配置基準		
一般病床	特定機能病院 地域医療支援病院 急性短期型の病院など	医師 16 : 1 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1		
療養病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者さんが入院するための病床 医療保険と介護保険対応がある	医師 48 : 1 看護職員 6 : 1 看護補助者 6 : 1 薬剤師 150 : 1		
精神病床	精神疾患を有する患者さんが入院するための病床	(大学附属病院等)	(左記以外の病院)	
		医師 16 : 1 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1	48 : 1 4 : 1 150 : 1	
感染症病床	感染症法に規定する一類感染症、二類感染症(※)の患者さんが入院するための病床	医師 16 : 1 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1		
結核病床	結核の患者さんが入院するための病床	医師 16 : 1 看護職員 4 : 1 薬剤師 70 : 1		

- ◇これ以外に、病床面積や構造設備等の基準や経過措置があります。
- ◇多摩南部地域病院は、一般病院の中の『地域医療支援病院』です。



※一類感染症…ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱
マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症…コレラ、細菌性赤痢、急性灰白髄炎、ジフテリア
腸チフス、パラチフス